

「データヘルス・予防サービス見本市2017」 出展者募集要項

個人の予防・健康づくりを促す仕組みづくりとして、医療保険者、企業経営者、地域や職域の予防・健康づくり担当者等と、予防・健康づくりのサービスを提供する事業者等とが出会い、健康寿命の延伸と医療費の適正化に向けた協働・連携を推進させる場として「データヘルス・予防サービス見本市2017」を開催いたします。

本施策においては、医療保険者や企業経営者等に対して、予防・健康づくりのサービスを提供する事業者が、ブース出展による製品・サービスの紹介を予定しております。多数の事業者の皆様からの出展応募をお待ちしております。

平成 29 年 9 月

データヘルス・予防サービス見本市 実行委員会

目 次

1. 「データヘルス・予防サービス見本市2017」	
開催の目的	P. 3
2. 本施策の概要	P. 3
3. 出展部門	P. 4
4. 応募要件	P. 5
5. 出展小間・出展料	P. 6
6. 出展申請	P. 8
7. 出展者の決定に関して	P. 9
8. 留意事項	P. 9
9. 今後のスケジュール	P. 10
10. 問い合わせ先	P. 10
データヘルス・予防サービス見本市2017 出展規約	P. 11

データヘルス・予防サービス見本市2017 出展者募集要項

1. 「データヘルス・予防サービス見本市2017」開催の目的

個人の予防・健康づくりを促す仕組みづくりとして、医療保険者、企業経営者、地域や職域の予防・健康づくり担当者等と、予防・健康づくりのサービスを提供する事業者等とが出会い、健康寿命の延伸と医療費の適正化に向けた協働・連携を推進させる場として「データヘルス・予防サービス見本市2017（以下、本施策といいます。）」を開催します。

2. 本施策の概要

本施策は、出展いただく予防・健康づくりのサービスを提供する事業者等の事業について、来場者が実際に使用するなどの「体験」を通じて、製品・サービスへの理解を深めることで、全ての関係者の協働・連携の推進を促進します。

【開催概要】

名 称： 「データヘルス・予防サービス見本市2017」

開催日時： 名古屋 平成29年12月13日（水）10:00～17:00
東京 平成30年1月18日（木）10:00～17:00

開催場所： 名古屋 ポートメッセなごや 第3展示館（4,000 m²）
（住所：愛知県名古屋市港区金城ふ頭二丁目2番地）
東京 プリズムホール（2,809 m²）
（住所：東京都文京区後楽1丁目3番61号）

主 催： データヘルス・予防サービス見本市 実行委員会

内 容： 予防・健康づくりのサービスの提供事業者等による展示、セミナー等

参加対象： 医療保険者、企業健康増進担当者、自治体関係者 ほか

3. 出展部門

出展を希望する事業者は下記に定める各部門のうち、原則としていずれかひとつの部門に出展を申請することができます。なお、出展にあたっては、本募集要項「5. 出展小間・出展料」に定める出展に係る費用（以下、出展料といいます。）の支払いが必要となります。

部門	概要	募集数
① データヘルス計画(データ分析・計画策定)	レセプト分析や健診結果等のデータを利活用し、保健指導の計画・方針を定めたり、データヘルス計画の策定を支援する事業者	約5～10社
② 予防・健康づくりのインセンティブ	個人が積極的に予防・健康づくりを行うための仕組み・仕掛け等を提案・実施・提供する事業者	約5～10社
③ 生活習慣病の重症化予防	生活習慣病の重症化を予防するために情報提供や保健指導、活動支援、相談等を行う事業者	約5～10社
④ 健康経営・職場環境の整備	健康な就労環境を整えることに資する、あるいは健康経営・健康宣言の実施・推進を支援する事業者	約5～10社
⑤ わかりやすい情報提供	予防・健康づくりに関する情報をわかりやすく提供することに資する事業者	約5～10社
⑥ 後発医薬品利用推進	情報提供、データの利活用等、後発医薬品の利用促進に資する事業者	約5～10社

※各部門における募集数については予定であり、変更となる可能性があります。

※申請内容によっては、主催者の判断により出展部門の変更をお願いする場合があります。

※複数の事業者等にて連携して出展申請を行うことは可能です。ただし、出展内容は各部門テーマに沿ったものに限りです。

※同一テーマにて複数小間の出展申請を行うことは可能です。ただし、小間位置の指定はできません。また、出展料が小間数分だけ必要となること、他出展者の状況等によりご希望に添えない場合もあること、出展にあたっては1小間分に縮小した展示に変更となる場合もあることをご了承ください。

※基本出展（①～⑥の部門）に出展申請する場合は、東京、名古屋の2会場ともに同部門で出展いただきます。原則として、1会場のみ出展や会場毎に部門を変えての申請は受け付けられませんのでご了承ください。

4. 応募要件

出展を希望する事業者は下記の全てを満たす必要があります。

- (1) 医療保険者、企業、自治体等へ、自社及び自社グループ内企業が販売/提供する予防・健康づくりのサービスを提供した実績があること。
- (2) 基本出展者は出展ブースにおいて、来場者に対して製品・サービスに関する参加体験型の事業紹介を行うことができること。
- (3) 本募集要項「5. 出展小間・出展料」に定める出展料について、指定された期日までに指定の銀行口座へ出展料を振込むことができること。
- (4) 出展料以外に、出展に際してかかる経費（輸送費、旅費その他必要となる費用等）について自社にて負担を行うことができること。
- (5) 本募集要項「8. 留意事項」及び「データヘルス・予防サービス見本市2017出展規約」を確認のうえ同意、遵守できること。
- (6) 出展にあたり受託実績先（医療保険者・企業・自治体）2社（団体）より推薦を受けた事業者であること。

5. 出展小間・出展料

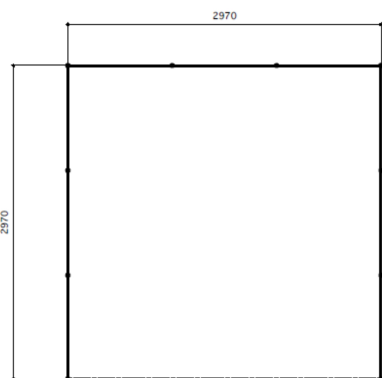
・出展者は出展小間において自社の製品・サービスを紹介するブースの設置・運用を行っていただきます。

<出展小間詳細（東京・名古屋共通）>

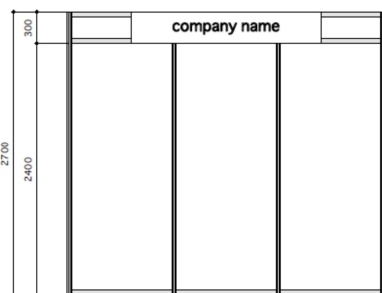
広さ：3000mm × 3000mm（パンチカーペットなし）

※社名板・コンセント2口（500Wまで）は設置されています。

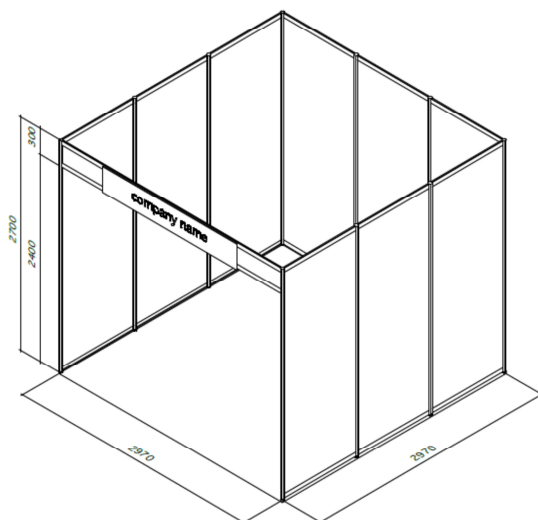
■ 平面



■ 立面



■ イメージ



※小間位置については主催者にて決定させていただきます。

※ひとつの小間、あるいは、複数の小間を連結し、複数の事業者が連携した出展を希望する場合、あらかじめ事務局までご相談をお願いいたします。

※出展者は、別途事務局が提供するイベントロゴ等を自社の活動において使用することが可能になります。なお、使用に際しては別途定めるロゴマーク使用規約を遵守いただきます。規約は出展決定者へご案内いたします。

【出展にあたっての注意事項、出展料】

<出展にあたっての注意事項>

- ・会場内での飲食物提供は可能ですが、事務局まで申請が必要となります。
- ・会場内での物品販売・サービス契約の締結等は禁止とさせていただきます。
- ・会場内にて個人情報の取得を含むアンケートの実施は可能ですが、個人情報をはじめとする情報管理については、個人情報保護に配慮しつつ、出展者の責任において行う必要があります。また、個人情報を取得する際には取得者が出展者自身であることを明示のうえ行ってください。
- ・主催者にて設定する事前設営時間内に設営を行う必要があります。

<出展料及び振込先・期日>

●出展料：90万円（税別）

※出展料に含まれるもの

- ・出展小間（名古屋、東京）
- ・データヘルス・予防サービス見本市2017 WEBサイトでの情報掲載（10月中旬～3月末予定）

●振込締切 平成29年11月15日（水）までに指定振込先にご入金ください。

●申込締切 平成29年9月27日（水） ※正午受付

<振込先> 三菱東京UFJ銀行 赤坂見附支店

店番：064 口座番号：0264397 普通預金口座

口座名：データヘルス・予防サービス見本市運営事務局

（データヘルス ヨボウサービスミホンイチウンエイジムキョク）

6. 出展申請

出展を希望する場合、下記の申請書類を下記申込期日までに事務局まで郵送ください。

<出展申請書類>

下記5点を一式として①～⑥を正本1部、①②③については、副本10部を添えて下記郵送先までご郵送ください。

- ① 出展申請書（様式1）
- ② 出展者情報シート（様式2）
- ③ 出展概要確認シート（様式3）
- ④ 会社概要（会社案内等）
- ⑤ 直近3カ年の財務諸表（損益計算書、貸借対照表）
- ⑥ 上記①～③を記録した電子媒体（CD-R）※記録データの形式はxls.とする。

<別紙>

- ① 広報資料記載情報シート

<申込期日・郵送先>

申込期日：平成29年9月27日（水） 正午必着

郵送先：「データヘルス・予防サービス見本市」運営事務局

〒107-6322 東京都港区赤坂5-3-1

赤坂BIZタワー7階（(株)博報堂内）

電話：03-6441-4654 FAX：03-6441-4655

電子メール：info@yobouexpo.jp

（平日10-12時、13-18時、土日祝休）

※バイク便での送付は受け付けておりますが、直接持ち込みは受け付けておりません。

<複数の事業者等にて連携して出展申請を行う場合>

代表団体を決定いただき、代表団体が申請書類のとりまとめを行い、事務局まで郵送ください。その際、代表団体は申請書類①～⑥まですべて(⑦は希望者のみ)、その他連携して参加する事業者分について①～⑥を同封して提出してください。なお、代表団体の⑧電子媒体には、連携して参加する事業者分の①②③の電子ファイルを一緒に収めてください。連携して参加する事業者についても正本・副本は規定の部数必要となります。なお、様式 3-2 については連携して出展する事業者各社共通の内容でも構いません。

7. 出展者の決定に関して

全ての出展申請について、主催者の下に設置される選定委員会において、体験性、実効性、波及性、独自性など様々な面から評価を行い、その評価に基づき事務局にて出展者を決定いたします。なお、評価基準について「別添1 評価項目一覧」をご確認ください。選定にあたっては、評価項目一覧における得点のほか、出展内容に関する総合的な評価を行います。選定委員ならびに選定内容の詳細に関するお問い合わせ、選定結果に対する異議申立については一切お受けできませんので、ご了承ください。

8. 留意事項

出展申請者は下記について同意するものとします。

- (1) 主催者及び事務局が行う電話によるヒアリングや資料の追加送付等の依頼に対応していただく場合があります。
- (2) 出展決定者は平成 29 年 10 月 20 日（金）に東京にて開催する出展者向け説明会への出席が必要となります。なお、説明会の開催日時は予告なく変更となる場合があります。
- (3) 出展者として決定した後の出展辞退については、やむをえない事情による場合以外は認められません。
- (4) 出展内容に関しては、主催者及び事務局と協議のうえ最終決定を行う必要があります。
- (5) 主催者及び事務局が実施するアンケート等の実施にご協力いただきます。

9. 今後のスケジュール

平成 29 年 9 月 7 日 (木)	: 出展申込受付開始
平成 29 年 9 月 19 日 (火)	: 出展事業者募集説明会
平成 29 年 9 月 27 日 (水)	: 出展申込受付締切 ※正午郵送必着 (企業ロゴデータ・広報資料記載情報含みご提出)
平成 29 年 10 月 20 日 (金)	: 出展者説明会
平成 29 年 11 月 6 日 (月)	: 出展に関する各種提出書類締切 展示登録書、電気幹線工事・電気器具申請書、インターネット接続用通信回線申請書、試飲・試食申請書搬入出申請書、レンタル備品申請書、映像・音響関係申請書
平成 29 年 11 月 15 日 (水)	: 出展料振込締切

(以上、予定)

※ご出展決定後、早々に公式ホームページ、印刷物等に掲出予定のため、申請時にご提出をお願いしております。

※来場者の募集開始は 10 月中旬を予定しています。

10. 問い合わせ先

「データヘルス・予防サービス見本市」運営事務局
TEL:03-6441-4654 FAX:03-6441-4655 電子メール: info@yobouexpo.jp
(平日 10:00-12:00、13:00-18:00、土日祝休)

※メール送付の際は下記タイトルにて送付ください。

<メールタイトル> 見本市出展について

データヘルス・予防サービス見本市2017 出展規約

1. 事務局

ここで述べる事務局とは、データヘルス・予防サービス見本市実行委員会が主催する「データヘルス・予防サービス見本市2017」の開催・運営・管理のために設置された、「データヘルス・予防サービス見本市」運営事務局を指します。

2. 出展申請及び本規約の効力の発生

「データヘルス・予防サービス見本市2017 出展申請書類確認書」記載の出展申請資料に必要事項を記載し、事務局へ提出することによって、出展申請者として受け付けます。出展申請書が事務局で受理された時点で、出展申請者は本規約に同意したもとして本規約の効力が発生し、本規約を遵守する義務が発生します。上記を踏まえた上で、事務局が出展者を決定し、選定結果を事務局より出展申請者へ通知します。ただし、選定内容等については公表しません。なお、事務局が出展者として適当でないと判断した場合、出展者としての決定通知後であっても、事務局は出展を拒否することができます。その際の判断基準・根拠等は公表いたしません。こうした事由で出展できないことで生じた出展者及び関係者の損害は補償しません。

3. 出展者提供素材

出展者は、事務局からの依頼に応じて、求められた会社概要、商品カタログ、商品写真、及び各種申請書等を提出していただきます。出展者が提出した素材は、本施策に使用する目的の為、事務局が自由に加工・構成・編集できるものとします。いただいた素材は返却いたしません。

また、出展者が提供する素材は、著作権その他の権利侵害などの法的問題が発生する危険が一切ないものに限ります。

これらの素材に関して、紛争、訴訟、異議申立、その他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決することを保証し、事務局は一切の責任を負いません。

なお、事務局は出展者に対し、素材利用に関してのロイヤリティ、及びライセンスフィーその他の事由に関わらず、一切の金銭の支払いは致しません。

4. 出展キャンセル

出展決定の通知を受けた後の出展取消・解約は原則として認められません。出展者のやむをえない事情により、出展の全てまたは一部の取消・解約をする場合、出展者は書面にてその理由を事務局へ提出してください。

5. 出展に際して事務局が提供するもの

募集要項 5.出展小間・出展料に定めるもののみを事務局として提供します。定められているもの以外の準備物

については出展者にての用意が必要となります。

6. オプション料金及び自社負担項目

下記項目については、自社手配として、別途ご負担していただきます。

- (1)出展者、販売員等の人件費、旅費、宿泊費、出展に関わる搬送費等の経費
- (2)基本仕様以外の自社ブース装飾費(オプション備品、コンセント、通信回線工事及び使用料等)
- (3)基準時間外の会場使用料
- (4)独自のWEBサイト制作など広報・宣伝費
- (5)自社出展機器及び対人傷害などの保険料
- (6)会場設備・備品及び他社出展物の破損、紛失弁償費
- (7)放置された装飾資材等の残材、ゴミ処分に係る費用
- (8)その他通常含まれない費用とみなされるもの

7. 出展小間の位置

出展小間の位置については、出展の内容などを考慮に入れ、事務局が決定します。

出展状況の変動により会場レイアウトの変更等が行われても、出展者は事務局に対する異議申立を行うこと及び賠償責任等を問うことはできません。全て事務局に一任されます。

8. 出展小間の施工・装飾及び材料

出展者は、国、自治体及び会場が制定する安全規則並びに会場及び事務局が定める出展に関する規則に従っていただきます。

ブース装飾の材料は消防法の基準に適合したもののみ用いる事ができます。

強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演など、他の出展者に迷惑となる行為は行えません。実演などが他の出展者に多大な迷惑を与えていると事務局が判断した場合、事務局はその実演などの中止・変更を命じることがあります。

これらの規則及び消防法の詳細については、出展決定後にお渡しする出展者マニュアルを参照ください。

9. 出展面積の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展者は、出展面積の一部あるいは全部を、転貸、売買、譲渡、交換することはできません。

また事務局の承認無しに、出展者以外の企業・団体または個人が使用、展示することはできません。

10. 出展者の行動

ブースには常に最低1名は駐在し、来場者への対応を行ってください。

11. 本展示会の運営

事務局は本見本市の業務を円滑に遂行するため、各種規則等の制定、修正を行うことができます。また、この「出展規約」に記載の無い事項について、新たに取り決め、各種追加や変更を行うことができます。

出展者が「出展規約」ならびにその他出展者マニュアル上での規定等に違反した場合、また事務局がその他不適切と判断した場合、会期前、会期中にかかわらず事務局はその出展者の出展を中止させることができます。その場合、その出展スペースは事務局が処分することができます。

なお、その際に生じた出展者及び関係者の損害については補償しません。

また、出展者は本見本市において物品販売・サービス契約の締結等の行為を行うことはできません。

12. 出展品の管理及び免責

事務局は準備から撤去までの全期間を通じ、警備会社と契約して会場の整理を行います。各社ブース内の警備までには行いません。

出展品の管理は、出展者の責任において行ってください。事務局は、出展品の損害、盗難、紛失、破損等について一切責任を負いません。

13. 保険

会場への出展物搬入開始から撤去までの期間で必要と思われるものについての損害保険については、各出展者で加入してください。

特にブース内の警備・保険に関しては出展者ごとに行うものとし、出展品などの紛失、盗難、破損、搬送事故、参加者の取り扱い不注意などによる損害について、事務局は一切責任を負いません。

14. 補償

出展者及びその代理人が他の出展者のブース、事務局の運営設備または展示会場の設備及び人身等に損害を与えた場合、その補償は出展者の責任において行うものとし、事務局は一切責任を負いません。

事務局は、確認のうえ天災地変等のやむをえない理由で本見本市の全てまたは一部を中止・変更する事ができます。その為に生じた出展者及び関係者の損害については保証しません。また、やむをえない事情により、日時、会場等を変更することができます。

15. 法的保護等

本見本市におけるアイデアの模倣及び販売・商談等に関するトラブルについて、事務局は一切の責任を負いません。展示・販売・商談等に関して、紛争、訴訟、異議申立、その他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとし、事務局は一切の責任を負いません。出展内容は一般公開いたしますので、特別なノウハウ等についての法的保護については、出展者の責任において対応するものとします。

16. 出展搬入・搬出と撤去

出展物等の会場への搬入期間及び会場の設営工事期間などの詳細については、出展決定後にお渡しする出展者マニュアルにてご案内します。会期中は事務局の承認無しに、出展物を搬入・搬出・撤去及び移動することはできません。

出展品及びブース内の保守・清掃は、出展者の責任において行ってください。決められた撤去期日までに撤去されない出展品及び物品は、出展者の費用負担にて事務局が任意に撤去・処分できるものとします。出展者はそのことで生じた損害を、事務局に請求することはできません。

17. 飲食物

出展者による会場内での試飲・試食については、事前に事務局に届け出をしていただき、保健所・消防署等の指導の元で許可が下りたもののみ実施可能となります。なお、その際は給排水設備が必要となります。出展者は食品衛生管理に関する全ての責任を負うものとします。問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとし、事務局は一切の責任を負いません。

また試飲・試食を行える商品は、原則、自社で開発した商品に限ります。それ以外の場合には、事務局までご相談ください。

18. 安全・安心のための対応

出展者は、関係する諸法令・規則・条例等を厳守し、安全・安心な見本市の開催・運営を行うものとします。

19. 特定成人向けの商品等

全ての特定成人向け商品、公序良俗に反する商品、事務局が不適切と判断した商品については、展示・プレゼンテーション・販売・配布・会場持ち込みを禁止します。

20. 出展募集要項及び出展規約の承認

全ての出展申請者(出展者を含む)及びその代理人は、本見本市の出展募集要項に記載された全事項及び本出展規約を承認したものといたします。

事務局と出展申請者(出展者を含む)、来場者、その他関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、裁判所に裁定を委ねます。

21. 個人情報の取り扱い

出展申請書に記載した情報は適切に管理し、本見本市の運営並びに事務局および厚生労働省が開催する他の施策の案内・照会のために利用します。

個人情報管理者:「データヘルス・予防サービス見本市」運営事務局